

# 資料編

# 資料編

## 1. 上位計画及び関連計画等の整理

本町における「立地適正化計画」の検討にあたり、計画立案に係る上位計画、関連計画及び関連施策等について、その概要と立地適正化計画の関連は以下の通りです。

### (1) 上位計画

本計画は、以下の計画に即します。

#### ■埼玉県の計画

計画名称	計画期間	概要及び関連性
児玉都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	令和6(2024)年4月 ～ (約20年間)	<ul style="list-style-type: none"><li>当該都市計画区域の一の市町村を超える広域的見地から、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を主とし、埼玉県の都市計画の基本指針である「まちづくり埼玉プラン」に基づき定める。</li><li>当該都市計画区域の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業の都市計画は、この計画に即して定める。</li></ul>

#### ■本町の計画

計画名称	計画期間	概要及び関連性
第2次神川町 総合計画	平成30(2018)年度 ～ 令和9(2027)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、本町の諸計画の最上位計画に位置づけられる。</li></ul>
神川町 人口ビジョン	中間指標： 令和22(2040)年 長期指標： 令和42(2060)年	<ul style="list-style-type: none"><li>今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す。</li><li>まち・ひと・しごと創生の実現に向けた効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となる。</li></ul>
第二期神川町 総合戦略	令和2(2020)年度 ～ 令和6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>「神川町人口ビジョン」の達成に向け、町の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画で、各種施策・事業をまとめたもので、町の最上位計画である「第2次神川町総合計画」と整合を図りながら取り組む。</li></ul>

### (2) 関連計画

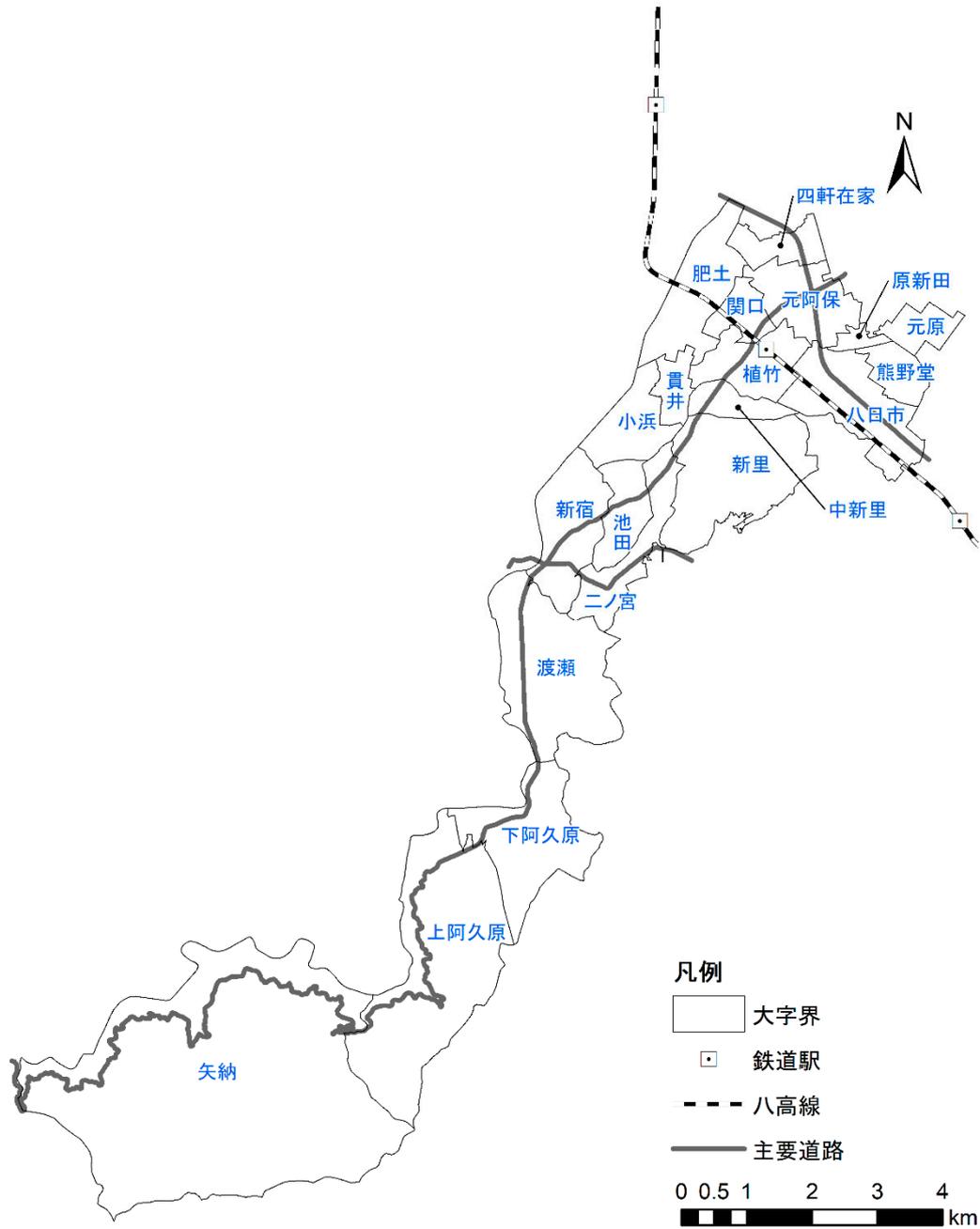
本計画は、以下の計画と連携を図ります。

計画名称	計画期間	概要及び関連性
神川町 地域公共交通計画	令和5(2023)年度 ～ 令和9(2027)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>「安心・安全で自由な移動の実現によるにぎわいの創出と誰一人取り残さない地域公共交通」を基本理念とし、持続可能な公共交通ネットワークの形成や町民の更なる快適化等を目的とする。</li><li>立地適正化計画は公共交通の利用促進に向けてこの計画と連携を図る。</li></ul>

計画名称	計画期間	概要及び関連性
神川町公共施設等 総合管理計画	令和 4 (2022) 年度 ～ 令和 42 (2060) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の更新問題に対処し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、中長期的な視点から、公共施設等の「総量縮減」や「配置の見直し」、「ライフサイクルコストの縮減」などの公共施設マネジメントを進めていくための基本方針であり、将来世代に継承可能な公共施設等のあり方や取組方針を示すことを目的とする。</li> <li>国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、各施設の個別施設計画の指針となる。</li> <li>立地適正化計画は都市機能の維持・確保に向けて、この計画と連携を図る。</li> </ul>
神川町公共施設 再配置計画	平成 31 (2019) 年度 ～ 令和 42 (2060) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「神川町公共施設等総合管理計画」で定めた各施設の目標に基づき、将来にわたって公共サービスを維持していくため、今ある公共施設の集約化や複合化等による保有量の適正化についての方向を定めることを目的とする。</li> <li>立地適正化計画は都市機能の維持・確保に向けて、この計画と連携を図る。</li> </ul>
神川町 国土強靱化計画	令和 3 (2021) 年度 ～ 令和 9 (2027) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくりと地域づくりを推進する計画。</li> <li>立地適正化計画は、防災指針の取組に向け、この計画と連携を図る。</li> </ul>
神川町 地域防災計画	令和 4 年 3 月策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 42 条の規定に基づき、災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として神川町防災会議が作成した計画。</li> <li>神川町防災会議では、災害対策基本法の改正や、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画と整合を図る。</li> <li>立地適正化計画は、防災指針の取組に向け、この計画と連携を図る。</li> </ul>
神川町こども計画	令和 7 (2025) 年度 ～ 令和 11 (2029) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、全てのこども・若者が安心して暮らせるまちの実現を目指し、こども基本法に基づき策定した計画。</li> <li>立地適正化計画は居住誘導に関連する施策について、この計画と連携を図る。</li> </ul>
神川町 緑の基本計画	令和 4 (2022) 年度 ～ 令和 23 (2041) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市緑地法に基づき、市町村が主として都市計画区域内において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に推進するために策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である。</li> <li>立地適正化計画は居住誘導に関連する施策について、この計画と連携を図る。</li> </ul>

## 2. 本町の地名

本計画において、示されている大字名と位置について以下に示します。



■本町の大字名

### 3. 本町の災害履歴

本町で発生した主な災害について以下の表に示します。

■本町の災害履歴

年 月	災 害	被 害
昭和6年9月	西埼玉地震 (M6.9)	・死傷者など
昭和22年9月	カスリーン台風	・浸水被害
昭和41年6月	台風第4号	・浸水被害
昭和41年9月	台風第26号	・死傷者13人
昭和46年9月	落石、土砂災害	・県道太田部鬼石線での落石、土砂崩落により231日間通行止め
昭和49年9月	台風第16号	・床下浸水被害、田畑の冠水
昭和57年8月	台風第10号	・農作物などへの被害
平成10年9月	台風第5号	・道路の陥没、重軽傷者の発生
平成19年9月	台風第9号	・矢納地内の町道3路線の決壊 ・住宅等2棟の倒壊、矢納簡易水道の断水等
平成23年3月	東日本大震災	・大字二ノ宮・新里地内の民家18軒の屋根瓦の一部が崩壊
平成23年9月	台風第12号	・渡瀬地内、地すべりによる町道7220号線、間知ブロックに亀裂被害
平成25年9月	台風第18号	・倒木被害等
平成26年2月	平成26年豪雪	・一時84人が交通途絶による孤立状態が生じる
令和元年10月	令和元年東日本台風 (台風第19号)	・町道・林道の崩落、橋梁の流出、公園法面の崩落、河川の越水による浸水被害

出典:神川町地域防災計画

## 4. 策定経緯

### (1) 神川町立地適正化計画原案策定委員会規程

制定 令和5年11月9日 訓令第14号

(名称及び設置目的)

第1条 持続可能な都市構造への再構築に向け、集約型都市構造の形成（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）に向けた取組を推進していくことを目的として、神川町プロジェクト・チームの設置基準等に関する規程（平成20年神川町訓令第4号）に基づき、神川町立地適正化計画原案策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 立地適正化計画原案の策定に関すること。
- (2) 立地適正化計画原案の策定に伴う調査に関すること。
- (3) 立地適正化計画原案の調整に関すること。
- (4) その他立地適正化計画原案の策定に必要なこと。

(組織の構成等)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、委員は職員の中から町長が任命する。
- 3 委員会に部会を置く。種類及び役割は次のとおりとする。

種類	役割
調整部会	主に課長により構成し、検討部会が提案する立地適正化計画の原案の調整を行う。
検討部会	課長補佐級以下の階級にある職員により構成し、立地適正化計画原案の策定及び策定に伴う調査を行う。

- 4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は委員長が委員の中から指名する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 部会長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。
- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会の事務を整理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、部会長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 部会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委員会の設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、立地適正化計画原案が策定されるまでとする。

(庶務担当課)

第7条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

## (2) 神川町都市計画審議会規則

制定 平成18年1月1日 規則第135号

(趣旨)

第1条 この規則は、神川町執行機関の附属機関に関する条例（平成18年神川町条例第26号）の規定に基づき、都市計画行政の円滑なる運営を図るため、都市計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 町議会の議員 4人以内
- (3) 町の職員 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、当該特別事項に関し意見を申し述べることができ審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

### (3) 検討経過

#### 【調整部会】

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年 12月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定体制とスケジュール</li> <li>現況整理</li> <li>神川町のまちづくりの課題とまちづくりの方向性</li> <li>立地適正化計画における将来都市構造(案)</li> </ul>
第2回	令和6年 3月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導方針(案)</li> <li>誘導区域(案)</li> <li>誘導施設(案)</li> <li>検討部会の意見</li> <li>意見照会期間について</li> </ul>
第3回	令和6年 6月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回調整部会(書面)で出された意見について</li> </ul>
第4回	令和6年 8月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導区域について</li> <li>災害リスクの分析と課題</li> <li>誘導施策</li> <li>目標値、評価方法の検討</li> </ul>
第5回	令和6年 11月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災まちづくりの将来像、方針、スケジュール、目標値について</li> <li>パブリックコメント(案)について</li> </ul>

#### 【検討部会】

回	開催日	主な議題
第1回	令和5年 11月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現況と課題の分析</li> <li>まちづくりの方針</li> </ul>
第2回	令和6年 2月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導方針</li> <li>都市機能誘導区域(案)及び居住誘導区域(案)</li> <li>誘導区域と災害リスクについて</li> <li>誘導施設</li> </ul>
第3回	令和6年 7月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスクの分析と課題</li> <li>誘導施策</li> <li>目標値、評価方法の検討</li> <li>グループディスカッション</li> </ul>
第4回	令和6年 10月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災まちづくりの将来像、方針、スケジュール、目標値について</li> <li>パブリックコメント(案)について</li> </ul>

#### 【関東地方整備局ヒアリング】

回	開催日	主な議題
第1回	令和6年 7月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途無指定自治体の誘導区域の考え方について</li> <li>渡瀬地区の居住誘導区域の指定に関する相談</li> </ul>
第2回	令和6年 10月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域の再検討について</li> </ul>

### 【パブリックコメント手続き】

期 間	内 容	意見数
令和6年12月6日(金)～ 令和7年1月5日(日)	・神川町立地適正化計画(案)	0件

### 【都市計画審議会】

回	開催日	内 容
第1回	令和7年 2月19日(水)	・神川町立地適正化計画(案)事務局説明 ・答申書の調製 ・答申書の確認

## (4) 検討体制

### 【調整部会・検討部会委員】

役職	委 員		
委員長	副町長		
副委員長	建設課長		
調整部会委員	総務課長	総合政策課長	税務課長
	町民福祉課長	防災環境課長	保険健康課長
	経済観光課長	会計課長	議会事務局長
	学務課長	生涯学習課長	上下水道課長
	地域振興課長		
検討部会委員	庁内職員8名 (令和5年度は9名体制)		

### 【都市計画審議会委員】

区分	氏名	選出団体	団体役職
第1号委員 学識経験のある者	新井美範	神川町区長会	会長
	木村豊○	神川町農業委員会	会長
	荒木美弘	神川町商工会	会長
第2号委員 町議会の議員	福島康弘	神川町議会	-
	野口弘吉		-
第3号委員 町の職員	春山翔太郎	神川町役場	総合政策課長
	川野俊彦		防災環境課長

○：都市計画審議会会長

## 5. 諮問・答申

### 【諮問書】

神建発第 575 号  
令和7年2月19日

神川町都市計画審議会長 様

神川町長 櫻澤 晃

神川町立地適正化計画の策定について（諮問）

都市再生特別措置法に基づく、神川町立地適正化計画の策定について、神川町都市計画審議会規則（平成18年1月1日規則第135号）第2条の規定により諮問いたします。

### 【答申書】

令和7年2月19日

神川町長 櫻澤 晃 様

神川町都市計画審議会  
会長 木村 豊

神川町立地適正化計画（案）について（答申）

令和7年2月19日付け神建発第575号で諮問された、標記の件について下記のとおり答申いたします。

記

本案の内容について、概ね妥当であると認めます。  
なお、本審議会における意見、要望等については、下記のとおり付記しますので、今後の町政に活かすよう要望いたします。

- (1) 丹荘駅から工業団地に向けた道路改良
- (2) 実効的な空き家対策
- (3) 小規模な商店の出店支援

## 6. 用語集

### 【あ行】

用語	意味
空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村が空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。
歩いて暮らせるまちづくり	高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすいまちを目指して、公共交通の活性化や居住、商業、業務、文化等の都市機能を集積させる等、車に依存することなく必要なサービスを得ることができるコンパクトなまちづくりのこと。

### 【か行】

用語	意味
開発行為	建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（道路・水路等の新設・廃止・移動、土地の盛土・切土等、農地・山林等を宅地にすること）のこと。
家屋倒壊等氾濫想定区域（家屋倒壊の危険性のある地域）	洪水時に、家屋が流出・倒壊をもたらすような氾濫が発生する恐れがある範囲。家屋倒壊等氾濫想定区域は「氾濫流」と「河岸侵食」の2種類がある。 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） ・木造家屋の倒壊の恐れがある区域 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） ・家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食が発生する恐れのある区域 この区域内では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められる。
関東平野北西縁断層帯地震	関東平野北西部と関東山地との境界付近から関東平野中央部に伸びる深谷断層帯と、関東平野中央部と大宮台地の北東縁付近を北西-南東方向に伸びる綾瀬川断層において発生するとされるM7.0程度の地震。
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地の崩壊の危険性があり、人家、あるいは学校などの公共施設に被害をもたらす可能性のある急傾斜地（傾斜度30度以上、高さ5m以上のがけ）のこと。区域内での義務や制限は特にない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法に基づき、知事が指定した区域。急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発する恐れのある一定の行為について制限がされる。 1) 崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度30度以上）でその崩壊により相当数の居住者その他の者に被害の恐れのあるもの。 2) 1) に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発される恐れが無いようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。
共同型都市再構築業務	地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
居住誘導区域	本計画において、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として指定する。

用語	意味
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線。高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
下水道事業	汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業。
建築行為	建築物の新築、改築又は用途の変更。
公共空地	国や市町村が管理し、一般人が利用できる公園・広場などの空地（くうち）のこと。町営の公園などが該当する。
公共交通	電車、バス等の不特定多数の人々が利用できる交通機関。
交通結節機能	交通結節点の機能のうち乗り換え機能を担うもの。（例：通路、乗降施設、駐輪場、バス乗降場 等）
高齢化	総人口に対し、65歳以上の高齢者人口の割合が高い状態をいう。高齢者の割合（高齢化率）が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢化社会」という。
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された組織。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の生活機能と住居等がまとまって立地し、さらにこれらの地区が公共交通によりネットワーク化されること。

### 【さ行】

用語	意味
地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域。地すべりの発生による被害を防止・軽減するため、地すべりの発生を誘発する恐れのある一定の行為について制限がされる。
自然公園区域	自然公園法に基づき、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図ることを目的に環境大臣により指定される区域。規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分される。 ・特別地域：優れた風致景観を有する陸域。ほとんどの行為が知事の許可を受けなければならない。（木竹の伐採、損傷なども含む） ・普通地域：特別地域以外の地域
社会資本整備総合交付金事業	地方公共団体が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安全の確保及び向上を図ることを目的とする。 社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する事業。
集約型都市構造	市街地の無秩序な拡大を抑制し、公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させる都市構造であり、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる都市を目指すもの。
準居住誘導区域	居住誘導区域以外で、同等の拠点性や良好な住環境が形成される地区を本町独自の区域として設定した、法定外の居住誘導区域のこと。
少子高齢化	人口構成のうち、若年齢者の割合が減少する「少子化」と、高齢者の割合が相対的に増加する「高齢化」が同時に進行している状態。

用語	意味
新型コロナウイルス	重症急性呼吸器症候群コロナウィルス 2 (SARS-CoV2) による感染症のこと。2019年に世界的な大流行となった。日本国内においても外出自粛や休業要請がなされ多大な影響を及ぼした。2023年5月に5類感染症に移行。
人口密度	単位面積あたりに居住する人の数のことで、市街化や人口集積の度合い等の目安。
浸水継続時間 (想定最大規模)	避難が困難となる一定の浸水深(50cm)を上回る時間の目安として示すもの。長時間(概ね24時間以上)にわたり浸水する恐れのある場所に示す時間として水防法施行規則に基づき規定される。
浸水想定区域 (計画規模、想定最大規模)	降雨により河川が氾濫した場合に、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。 ・計画規模：10～100年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定している。 ・想定最大規模：想定し得る最大規模の降雨として、1/1,000年の確率として想定している。1,000年ごとに1回発生する周期的な降雨ではなく、1年の間に発生する確率が1/1,000(0.1%)以下の降雨を想定している。
生活サービス機能	医療、福祉、商業、子育て支援等の日常生活を支える機能及びその施設。
生産年齢人口	年齢別人口のうち、15～64歳の人口のこと。

### 【た行】

用語	意味
耐震改修促進計画	昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とした計画で、建築物の耐震化に向けた取組や施策等を定めている。
地域公共交通バリア解消促進等事業	鉄道駅等のバリアフリー化や、より制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業。「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」がある。
地域包括ケア拠点	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう地域でサポートするため、市町村が設置する拠点。
低未利用地土地利用促進協定	低未利用地の所有者等に代わり、市町村又は都市再生推進法人等が緑地、広場、集会所等の居住者等の利用に供する施設の整備及び管理を行うことができる制度。
低未利用地権利設定等促進計画	行政が所有者等の探索も含め、低未利用地の地権者等と利用希望者を能動的にコーディネートする。土地・建物の利用のために必要となる権利設定等(地上権、賃借権、使用貸借権の設定・移転、所有権の移転)に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行うもの。
デジタル技術	クラウドコンピューティング・ビッグデータ分析・人工知能・IoT(モノのインターネット)などの先端技術のこと。
店舗面積	大規模小売店舗立地法第2条に規定される小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床(売場、売場間の通路、ショーウィンドウ等)の面積。
道路閉塞	災害や火災等による沿道建物の崩壊等により、道路が閉塞され通行できなくなること。

用語	意味
都市機能	本計画においては、都市の生活を支える機能（医療、福祉、商業、金融、子育て支援、公共サービス）のことを指す。この他に都市の経済活動等を支える工業機能、流通機能等を含めて都市機能という場合がある。
都市機能増進施設	居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。（例：医療、福祉、子育て支援、商業、行政施設等）
都市機能誘導区域	本計画における医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域として指定する。
都市計画運用指針	国土交通省が、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の中でなされることを想定しているか等について、原則的な考え方を示したもの。
都市計画区域	都市計画法とその他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法第6条の2第1項に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市構造再編集中支援事業	立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行う個別支援制度。
都市再生特別措置法	近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなっていないことを鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、あわせて都市の防災に関する機能を確保するため制定された法律。平成14（2002）年6月1日施行。
都市施設	円滑な都市活動を支え、住民の利便性の向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設のこと。都市施設には交通施設（都市計画道路）、供給処理施設（上下水道、ガス等）、水路、教育文化施設、官公庁施設等がある。
都市・地域交通戦略推進事業	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通等からなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生を進めるための事業。
土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、都道府県が指定する区域。 土砂災害特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

用語	意味
届出制度	都市機能誘導区域外での誘導施設の整備や都市機能誘導区域内での誘導施設の休止・廃止の動き、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握するために行うもの。都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外において開発行為や建築等行為を行う場合、これらの行為に着手する日の30日前までに行為の種類や場所などについて、町長への届出が義務付けられる。
徒歩圏域	歩いて行ける圏域のことで、本計画では駅から半径800mの圏域、バス停から500mの圏域を想定している。

### 【な行】

用語	意味
年少人口	年齢別人口のうち、15歳未満の人口のこと。
農業振興地域	農振法に基づき、地域の自然的・経済的・社会的諸条件を考慮し、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域として都道府県が指定するもの。
農業振興地域整備計画	市町村が概ね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するもの。
農振農用地 (農用地区域)	市町村が定める「農業振興地域整備計画」で、農用地等として利用すべき土地として定められた区域のこと。含められた農用地等は、農業的利用を継続することとされているため、農地転用が制限される。
農地転用	太陽光発電所・廃棄物処理施設・住宅・駐車場などを設置するために農地を農地以外のものにする。用途地域外での農地を転用する場合、事前に都道府県知事、又は指定市町村の許可が必要となる。

### 【は行】

用語	意味
ハザードマップ	災害に備え、その土地の災害に対する危険性や避難場所等を掲載している地図であり、国や県等が公表する洪水浸水想定区域図や、土砂災害警戒区域の情報等を基に、市町村が作成する。災害の危険性に関する情報のほか、災害時の情報伝達方法、避難所、災害時の避難行動等の情報を記載している。
バス路線空白地域	一定の距離にバス停等がない地域を指す。空白地域の明確な定義はなく、地域の実情に応じて任意に定められているのが一般的である。
P D C A サイクル	何らかの活動を効果的に推進していくための手法のひとつで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって、効果的な進捗管理、改善を行うこと。
避難所	災害による被害を受けた人又は被害を受ける可能性がある人が、一定の期間避難生活をする場所。学校や公民館などが割り当てられる。
避難場所	洪水などの危険が切迫した状態において、生命の安全確保を目的に緊急に避難する場所。公園やグラウンド、河川敷などの一定の広さがある場所が避難場所として指定される。
防災指針	居住や都市機能の誘導を図る上で、自然災害から生命や財産、社会経済を守るために必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針。

用語	意味
舗装維持管理計画	安全かつ円滑な交通を確保するため、町が管理する路線について、中長期的な維持管理費用の平準化を図り、効率的かつ適切な維持管理を行うことを目的とした計画。

### 【ま行】

用語	意味
埋蔵文化財包蔵地	土地に埋蔵されている文化財を包蔵する土地のこと。本町には古墳時代を中心に、縄文時代から中世にかけての遺跡が数多く存在し、貴重な共有財産である。文化財保護法によって、埋蔵文化財包蔵地内において土木工事等を行う場合は、届出などの手続きが義務付けられている。
マイ・タイムライン	水害や土砂災害等から命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画。

### 【や行】

用語	意味
誘導施設	都市機能誘導区域ごとに、立地を誘致すべき都市機能増進施設。
用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的に、住居、商業、工業等、大枠の土地利用を区分するもの。第一種低層住居専用地域等の13種類があり、本町では「工業専用地域」を指定している。

### 【ら行】

用語	意味
老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口のこと。

## 7. 誘導区域図

